

本説明書および当社電気供給約款の内容をよくご確認ください。

電気需給契約サービス内容説明書

- ・お客さまと電気需給契約を締結する小売電気事業者は、エバーグリーン・リテイリング株式会社（以下、「EGR」とします）となります。
- ・本説明書は EGR の電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際しては、必ずお読みください。また、詳細は当社電気供給約款に定めていますのでこちらもご確認ください。電気供給約款は当社のグループ会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社のホームページに掲載しております。

小売電気事業者名

エバーグリーン・リテイリング株式会社(小売電気事業者登録番号：A 0004) 代表取締役社長 田中 稔道
〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

パートナー企業名・担当者名・連絡先

交付日：20 年 月 日

お客さまからのお問合わせ先

☎ 0120-613-700

(エバーグリーン・リテイリング株式会社 カスタマーセンター)

ホームページアドレス：<https://www.egmkt.co.jp>

受付時間：平日 9:00-20:00／土曜 10:00-17:00（祝日を除く）
※営業時間外の停電発生時は、緊急窓口につながります(全日 24 時間受付)

1. 申し込み方法、使用開始日、契約期間、解約日

(1)申し込み方法

- ・本説明書の内容をご理解いただいた上で、EGR の所定の申し込み方法にて、ご契約者ご本人がお申し込み下さい。
- ・現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは EGR が行いますので、お客さまによる小売電気事業者への解約手続きは不要です。

(2)使用開始日

- ・他社からの切り替えの場合
お申し込み後、EGR にて現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替え手続きを実施します。手続き完了後の検針日またはその次の検針日から使用開始となります。
- ・引越し(転入)の場合
お客さまが希望する日となります。ただし、手続きの関係でご希望に添えない場合があります。なお、EGR とのご契約前から既に電気を使用している場合は、その使用を開始した日が使用開始日となります。引越しに伴うお手続きは、引越し予定日の 5 営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。

(3)契約期間

- ・契約期間は使用開始日から電気需給契約を解約した日までとなります。

(4)解約日

- ・解約日は、EGR の解約手続きが完了した日となります。なお、遡りのご解約はできません。

2. 検針日、使用電力量の計量方法および料金の算定方法

(1)検針日、計量方法

- ・検針日は所轄の一般送配電事業者の定めによります。
- ・使用電力量の計量は、1 か月毎にお客さまが電気を使用される場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、単に「一般送配電事業者」といいます）が計量器によって計量した値とします。

(2)料金の算定方法

- ・基本料金は原則 1 か月として計算しますが、電気需給契約の解約などの理由により、該当する月の日数を割った場合、日割計算とします。
- ・電気料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。
- ・その他、料金の算定方法の詳細は EGR の電気供給約款の定めによります。

3. 料金その他の支払方法、支払期限

(1)料金その他の支払方法

- ・電気料金等は毎月、EGR が指定した収納代行業者、または金融機関等を通じてお支払いいただきます（工事費負担金・その他についてはその都度ご請求いたします）。
- ・電気料金等の支払いを EGR が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、EGR が指定した様式により、口座振替またはクレジットカードを選択し、あらかじめお手続きいただきます。口座もしくはクレジットカード情報の登録が認められない際は、EGR のタイミングでお手続き書面を送付させていただく場合があります。
- ・1 か月のお客さまの電気料金等が 1,000 円を下回る場合は、翌月の料金と合わせてお支払

いただくことがあります。

- ・電気料金等を二重でお支払いいただいた場合には、多くいただいた料金は、未払いの電気料金等、翌月以降の電気料金等の順で充当いたします。

<口座振替（お客さま指定の金融機関から引落）>

- ※初回のご請求までに口座情報が登録されない場合はコンビニ振込となります。
- ※振替口座を変更される場合、手続きが完了するまではコンビニ振込となります。
- ※口座振替の場合、毎月の料金算定日によって口座振替日が変わります。
振替日が土日祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。
- ・料金算定日：1 日～15 日 → 翌月 6 日の振替
- ・料金算定日：16 日～末日 → 翌月 27 日の振替

<クレジットカードを利用した支払い>

- ※初回のご請求までにクレジットカード情報が登録されない場合はコンビニ振込となります。

<電気料金のお知らせ>

- ※郵送でのお知らせを希望されない場合には、毎月のご請求金額から 50 円を割引させていただきます。

<領収書>

- ※口座振替やクレジットカードを利用した支払いの場合、領収書は発行されません。

(2)支払期限

- ・電気料金等の支払期日（期限）は原則として料金算定日の翌日から 30 日後とします。支払期日から起算し 15 日以内に電気料金等が支払われなかった場合、未払い料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10%の率で遅延利息を加算した金額をお支払いいただきます（遅延利息は支払期限の日の翌日から発生し、日割り計算といたします）。ただし、支払期日から起算して 15 日以内に電気料金等が支払われた場合には遅延利息は発生しません。

4. 電気需給契約の解約

(1)お客さまからの解約

- ・お客さまの意向で EGR から別の小売電気事業者へ切り替える場合、電気需給契約の解約手続きは、新たな小売電気事業者が行いますので、お客さまから EGR にご連絡いただく必要はありません。
- ・電気需給契約の解約に伴う違約金等は発生いたしません。ただし、新設後 1 年未満で解約の場合には、一般送配電事業者の託送供給約款に基づき EGR が工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客さまにご負担いただきます。

(2) EGR からの解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合、EGR は、お客さまの電気需給契約を解約することがあります。この場合、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- ・お客さまが支払期日を経過してなお、電気料金を支払われない場合
- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の代金（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- ・その他、EGR の電気供給約款に基づき EGR が必要と判断した場合

(3)特定小売供給のお申し込み

EGR との電気需給契約の解約後、お客さまが他の小売電気事業者から電気供給を受けられない場合、一般送配電事業者による電気供給の停止の可能性があります。お客さまによる一般送配電事業者への特定小売供給（電気供給）のお申し込みが必要です。

5. 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが EGR へ電気需給契約をお申し込みいただくにあたり、EGR の電気供給約款の内容を事前にご承諾いただきます（電気供給約款はエバーグリーン・マーケティング株式会社のホームページに掲載されております）。また、EGR は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、変更後の電気供給約款は、実施期日までに相当な予告期間をにおいて EGR が適切と判断する方法によりお知らせいたします。

6. 供給電気方式、供給電圧および周波数

エリア	北海道、東北、関東（富士川以東）、中部（一部）		中部（富士川以西）、近畿、北陸、中国、四国、九州	
供給電気方式	交流単相 2 線式	交流単相 3 線式	交流単相 2 線式	交流単相 3 線式
供給電圧	100V	100V または 200V	100V	100V または 200V
周波数	50Hz		60Hz	

7. 契約電流、契約容量および契約電力

現在小売電気事業者とご契約中の契約電流、契約容量および契約電力によりご契約のお申し込みをお願いいたします。ご契約可能な対象については「電気料金単価表(税込)」をご覧ください。

・契約電流、契約容量または契約電力の変更を希望される場合は、以下のいずれかによりお手続きください。

①EGR へのお申し込み前に現在ご契約中の小売電気事業者で変更手続きを完了する

②EGR とのご契約完了後に契約内容変更のお申し込みをする

（②はご契約者さまマイページからお手続きいただくか、カスタマーセンターへご連絡ください）

8. 託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが EGR へお申し込みいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守していただくことを事前に承諾していただく必要があります。

・電力供給を行うにあたり必要な工事を行うために一般送配電事業者などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立入り許可の承諾などの協力をしていただきます。

・一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。

・お客さま、または一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがあります。

・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者のご協力および調査へご協力いただきます。

9. 電気料金債権の譲渡

EGR はお客さまとの電気需給契約における料金債権を譲渡することがあります。なお、料金債権の譲渡にあたっては、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、債権譲渡の対象となったお客さまの料金は、「3. 料金その他の支払方法、支払期限」によらず債権譲渡先が定める支払方法により債権譲渡先へお支払いいただきます。

10. 支払証明書の発行

お客さまが電気需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合、1 契約ごとに 1 通発行することとし、1 通につき 800 円（税込）の手数料をご負担いただきます。

11. 個人情報の取り扱い

お客さまから取得する個人情報は EGR にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは EGR の重要な社会的責務と認識しております。したがって、EGR は事業活動を通じて取得する個人情報を、EGR ホームページに掲載の個人情報保護方針に従って取り扱います。

12. お客さま情報の共同利用

お客さまへ電力供給するための手続きを実施するにあたり、EGR はお客さまの情報を関係事業者と共同利用する場合があります。共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては次のとおりです。ご理解とご協力をお願いいたします。

(1)〔共同して利用する（※1）お客さま情報〕

・基本情報（氏名、住所、電話番号、小売供給契約もしくは電気需給契約（以下、「小売供給等契約」といいます）の契約番号）

・供給（受電）地点に関する情報（託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下、「託送供給等契約」といいます）を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送

契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）

(2)〔共同利用する者の範囲〕

小売電気事業者（※2）、一般送配電事業者（※3）、電力広域的運営推進機関

(3)〔利用する者の利用目的〕

・託送供給等契約の締結、変更又は解約のため

・小売供給等契約の廃止取次（※4）のため

・供給（受電）地点に関する情報の確認のため

・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため

(4)〔上記お客さま情報の管理責任者〕

・お客さま基本情報：電気需給契約等を締結している小売電気事業者又は一般送配電事業者

・供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者

※1 EGR は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしもすべての小売電気事業者および一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 2 条の 5 第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申し込みを行うことをいいます。

13. 工事費等の負担

お客さまのご希望で発生する工事については、一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがあります。

14. 原子力立地給付金の取扱い

・一般財団法人電源地域振興センターは原子力発電施設等の周辺地域にお住いのお客さま、企業等に原子力立地給付金の交付を行っています。

・原子力立地給付金の交付対象地域は、原子力発電施設等の所在市町村、特定の隣接市町村、隣々接市町村で、交付単価は原子力発電施設等の設備能力等によって決められています。

・原子力立地給付金を給付されているお客さまは、EGR とご契約後も給付の対象となります。

・給付金の交付は電源地域振興センターがお客さまに直接行います。

・お客さまから EGR に給付対象である旨をお申し出いただく必要はございませんが、お客さまのご契約情報を必要に応じて電源地域振興センターに共有いたします。

・給付金のお支払は、毎年 3 月末（予定）です。

15. スマートメーターの交換、その他工事費用、停電

・スマートメーターは一般送配電事業者から請け負った工事が設置します。工事日については事前に工事会社よりお客さまに連絡があります。

・スマートメーターへの交換は無料です。

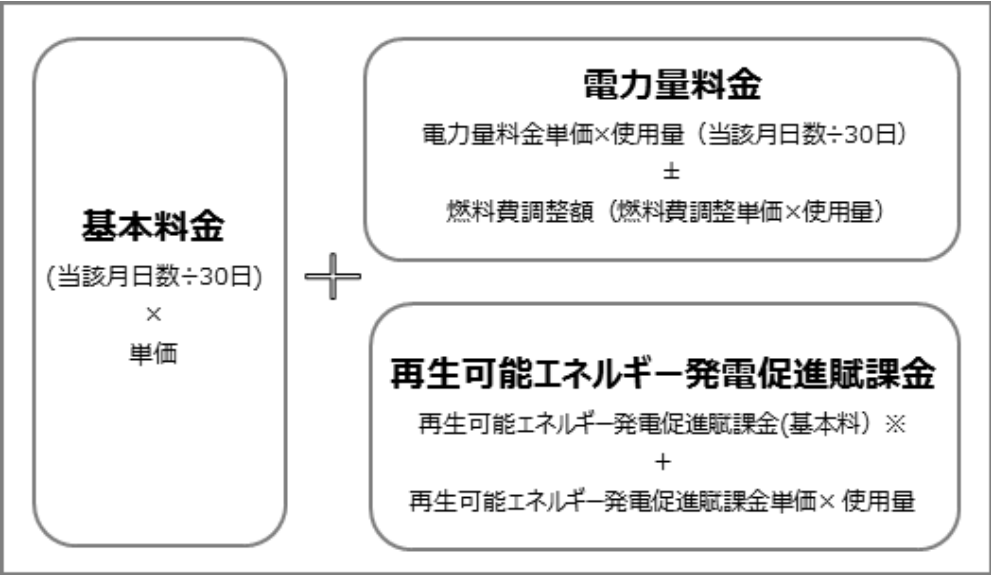
・EGR ではスマートメーターの設置工事、交換工事は実施いたしません。

該当エリア	停電の発生	停電時間(目安)	工事連絡	
			連絡方法	連絡元
北海道エリア	あり	約 30 分	電話・チラシ	一般送配電事業者 または その委託先工事会社
東北エリア	あり	約 10 分～20 分	電話・チラシ	
関東エリア	原則なし	-	電話・チラシ	
中部エリア	あり	約 15 分	電話	
北陸エリア	あり	約 20 分	電話・チラシ	
近畿エリア	あり	約 5 分	電話・訪問	
中国エリア	あり	約 15 分	電話	
四国エリア	あり	約 10 分	チラシ	
九州エリア	原則なし	-	電話	

電気料金の計算方法

電気料金は、①基本料金（除算する母数は 30 日固定）と②その月の電力使用量（使用日数を除算する母数は 30 日固定）に応じた電力量料金の合計に、③再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた料金となります。また、電力量料金には燃料価格の変動に応じた「燃料費調整額」を加算もしくは、減算して算定いたします。

※供給エリア別の料金の算定方法については、「電気供給約款 18.料金の算定」を参照



近畿エリア					
従量電灯 A	基本料金	1 契約(初めの 15kWh は含まれる)			341 円 00 銭
	電力量料金 (1kWh あたり)	16kWh から 120kWh まで(第 1 段階料金)			20 円 30 銭
		120kWh をこえ 300kWh まで(第 2 段階料金)			24 円 52 銭
		300kWh をこえたもの(第 3 段階料金)			26 円 98 銭
従量電灯 B	基本料金		1kVA あたり	372 円 24 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)			17 円 67 銭
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)			18 円 75 銭
		300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)			21 円 82 銭
低圧電力	基本料金		1kW あたり	916 円 30 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			14 円 43 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			12 円 95 銭
低圧電力 S	基本料金		1kW あたり	916 円 30 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			15 円 42 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			13 円 86 銭
中国エリア					
従量電灯 A	基本料金	1 契約(初めの 15kWh は含まれる)			336 円 38 銭
	電力量料金 (1kWh あたり)	16kWh から 120kWh まで(第 1 段階料金)			20 円 36 銭
		120kWh をこえ 300kWh まで(第 2 段階料金)			25 円 94 銭
		300kWh をこえたもの(第 3 段階料金)			26 円 10 銭
従量電灯 B	基本料金		1kVA あたり	390 円 72 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)			18 円 03 銭
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)			23 円 40 銭
		300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)			23 円 65 銭
低圧電力	基本料金		1kW あたり	999 円 90 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			14 円 96 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			13 円 68 銭
低圧電力 S	基本料金		1kW あたり	999 円 90 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			15 円 55 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			14 円 22 銭
四国エリア					
従量電灯 A	基本料金	1 契約(初めの 11kWh は含まれる)			407 円 41 銭
	電力量料金 (1kWh あたり)	12kWh から 120kWh まで(第 1 段階料金)			20 円 10 銭
		120kWh をこえ 300kWh まで(第 2 段階料金)			25 円 35 銭
		300kWh をこえたもの(第 3 段階料金)			26 円 30 銭
従量電灯 B	基本料金		1kVA あたり	356 円 48 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)			16 円 30 銭
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)			22 円 41 銭
		300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)			23 円 12 銭
低圧電力	基本料金		1kW あたり	1,017 円 50 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			15 円 80 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			14 円 36 銭
低圧電力 S	基本料金		1kW あたり	1,017 円 50 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			16 円 16 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			14 円 69 銭
九州エリア					
従量電灯 B	基本料金 (1 契約あたり)	10 アンペア	295 円 51 銭	40 アンペア	1,182 円 04 銭
		15 アンペア	443 円 27 銭	50 アンペア	1,477 円 55 銭
		20 アンペア	591 円 02 銭	60 アンペア	1,773 円 06 銭
		30 アンペア	886 円 53 銭		
	電力量料金 (1kWh あたり)	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)			17 円 45 銭
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)			22 円 52 銭
		300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)			23 円 44 銭
従量電灯 C	基本料金		1kVA あたり	295 円 51 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)			17 円 45 銭
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)			22 円 52 銭
		300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)			23 円 00 銭
低圧電力	基本料金		1kW あたり	910 円 80 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			17 円 10 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			15 円 42 銭
低圧電力 S	基本料金		1kW あたり	910 円 80 銭	
	電力量料金 (1kWh あたり)	夏季 (毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日)			17 円 45 銭
		他季 (毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日)			15 円 74 銭

【クーリングオフに関する事項】

(1)お客さまが訪問販売および電話勧誘でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件でお申し込みの撤回又は電気需給契約の解除を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、訪問販売において、その場でお申し込みをせず、後日申込書の郵送でお申し込みをされた場合、又は受け取った申込書でお申し込みをせず、後日ウェブサイトを通じてお申し込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書でお申し込みをせず、後日ウェブサイトを通じてお申し込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。

なお、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000 円未満のときは、クーリングオフはできません。

(2)この場合、お客さまは、

- ・損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
- ・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

(3)上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

(4)クーリングオフの行使の方法は、ハガキ等に必要な事項をご記入のうえ、エバーグリーン・リテイリング(株)カスタマーセンター宛てに郵送してください。

※確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客さまでご負担となります。

切手

郵便はがき
〒700-0904

エバーグリーン・リテイリング(株)
カスタマーセンター 行

岡山県岡山市北区柳町 1 の 12 の 1
マックスコム

ご住所
ご契約者名
電話番号
お客様番号

申込撤回通知

・ 申込日…2000年0月0日
・ 役務の種類…電気サービス

右記の契約について、申込を撤回します。